

高額医療・高額介護合算制度が始まりました

国民健康保険・介護保険または後期高齢者医療・介護保険の両制度から給付を受けた方で、1年間（毎年8月～翌年7月末）にお支払いされた保険診療の自己負担額の合計（合算条件あり）から、高額療養費等を控除した金額が以下の基準額を超えた場合は、申請により超えた金額がそれぞれの保険者から支給されることとなりました。

利用した保険	国民健康保険 + 介護保険		後期高齢者医療 + 介護保険
	〔70歳未満の世帯〕	〔70～74歳未満の世帯〕	〔75歳以上の世帯〕
利用した方	〔70歳未満の世帯〕	〔70～74歳未満の世帯〕	〔75歳以上の世帯〕
現役並み所得者	126万円（168万円）	67万円（89万円）	67万円（89万円）
一般	67万円（89万円）	56万円（75万円）	56万円（75万円）
低所得	34万円（45万円）	31万円（41万円）	31万円（41万円）
低所得	34万円（45万円）	19万円（25万円）	19万円（25万円）

- ・初年度については、平成20年4月から平成21年7月末の16か月の自己負担額が、（ ）内の基準額を超えた場合には、通常の12か月算定で超えた金額と比べ、大きい額の方を支給します。
- ・基準額を超えた金額が500円以下の場合には支給されません。

平成20年4月から平成21年7月末までの間に、市町村を越えて転居された方や、他の医療保険から移られた方については、以下の窓口のほかに以前加入していた医療保険の窓口への手続きが必要となります。

具体的な手続きやご不明な点については、以下の窓口までご相談ください。

問い合わせ先

国民健康保険	市民課国保年金グループ(国分寺庁舎)	☎40-5556
後期高齢者医療	社会福祉課医療費助成グループ(石橋庁舎)	☎52-1112
介護保険	高齢福祉課介護保険グループ(きらら館)	☎52-1115

障がい福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先

市民課 ☎40-5556
社会福祉課 ☎52-1112

② 障がい基礎年金について

障がい基礎年金は、原則として、国民年金に加入中にけがや病気で重い障がいをおってしまった人に支給されます。

ただし、障がいの原因となった病気などで初めて病院にかかるより前に、保険料を納めた期間と、免除や学生納付特例等を受けた期間を合わせて、2/3以上あることが必要です。平成28年3月31日までに初診がある場合には、初診日の前々月までの1年間に未納がなければ支給されます。

●対象者

国民年金加入中の20歳以上60歳未満の方、または日本国内にいる60歳以上65歳未満の人で、法律で定める1、2級の障がいがある人

●年金額

1級・・・990,100円、2級・・・792,100円 子の加算があります。

●20歳前に障がいをおったとき

生まれつきや、子どもの頃の障がいが原因でも、20歳になったときに請求できます。20歳より前に障がいをおった人については、年金を納めた期間は問われません。そのため、20歳前の障がいが原因で請求する障がい基礎年金には、本人の所得制限が設けられています。本人の前年の所得が一定の額を超えるときは、その年の8月から翌年7月までの間、所得に応じて年金額の半額あるいは全額が支給停止されます。